

## 建設局

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

- (1) 一般会計
- (2) 財産

#### 2 実地審査場所

建設局

#### 3 審査の方法

知事から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、建設局執行分を審査した。

審査に当たっては、

- (1) 決算計数は、正確であるか
- (2) 予算の執行は、適正かつ効率的になされているか
- (3) 財産の取得、管理、処分は、適正に処理されているか

などに主眼を置き、決算書等及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係部局から決算についての説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

### 第2 審査の結果

#### 1 決算計数について

審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書の計数は、誤りのないものと認められる。

なお、財産に関する調書の計数については、次のとおり、その一部に誤りが認められた。

##### (1) 財産管理

###### ア 公有財産について

###### <土地>

- (ア) 土地 7,400.70 m<sup>2</sup> (道路事業用地) が過大に登載されている。

###### <建物>

- (ア) 建物 1,088.06 m<sup>2</sup> (多摩動物公園の動物舎ほか3棟分 1,008.58 m<sup>2</sup> 及び恩賜上野動物園の倉庫 79.48 m<sup>2</sup>) が登載漏れとなっている。

## 2 事業執行等について

特に意見を付する事項はない。ただし、収入未済については、〔第2 審査の結果 2 事業執行等に関する意見（全体意見）〕のとおりである。

## 第3 決算の概要

### 1 歳入歳出決算の状況

#### (1) 一般会計

##### ア 歳入

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	収入済額	比較増(△)減額	収入率
分担金及負担金	14,581,364	12,949,521	△ 1,631,842	88.8
使用料及手数料	23,367,366	23,352,641	△ 14,724	99.9
国庫支出金	115,563,543	107,247,529	△ 8,316,013	92.8
財産収入	2,151,432	809,881	△ 1,341,550	37.6
繰入金	2,532,403	2,237,293	△ 295,109	88.3
諸収入	13,803,543	12,383,787	△ 1,419,755	89.7
計	171,999,651	158,980,654	△ 13,018,996	92.4

歳入は、第6款分担金及負担金ほか5款であり、予算現額1,719億9,965万余円、収入済額1,589億8,065万余円、比較減額130億1,899万余円、収入率92.4%である。

歳入の主な内容は、

- ・街路整備事業に伴う連続立体交差工事等の土木費負担金 129億4,952万余円
- ・使用料及手数料のうち、道路占用料等の土木使用料 233億2,345万余円
- ・国庫支出金のうち、街路整備事業における国庫負担金等の土木費国庫負担金 437億6,343万余円
- ・諸収入のうち、駐車場整備基金貸付金の返還に伴う貸付金収入等の土木費貸付金元利収入 102億7,424万余円

である。

なお、第7款使用料及手数料(項：使用料)において不納欠損額(4,085万余円)及び収入未済額(3億441万余円、うち霊園管理料1億2,042万余円)が、第12款諸収入(項：貸付金元利収入、項：弁償金及報償金、項：雑入)において不納欠損額(768万余円)及び収入未済額(18億7,663万余円、うち生活再建資金貸付金14億9,121万余円)が生じている。

## イ 歳 出

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
土木費	438,527,277	412,029,512	17,536,918	8,960,846	94.0
諸支出金	701	698	0	2	99.6
計	438,527,978	412,030,210	17,536,918	8,960,849	94.0

歳出は、第10款土木費及び第17款諸支出金の2款で5項42目に区分し執行しており、予算現額4,385億2,797万余円、支出済額4,120億3,021万余円、翌年度繰越額175億3,691万余円、不用額89億6,084万余円、執行率94.0%である。

主な執行内容は、

- ・環状第7号線等の路面補修及び街路樹等の整備に要したもの
  - (項) 道路橋梁費 (目) 道路補修費 174億1,492万余円
- ・交差点改良等の交通安全施設の整備に要したもの
  - (項) 道路橋梁費 (目) 交通安全施設費 142億4,725万余円
- ・府中町田線等の道路の整備に要したもの
  - (項) 道路橋梁費 (目) 道路整備費 169億9,777万余円
- ・環状第8号線、鉄道連続立体交差化等の都市計画街路の整備に要したもの
  - (項) 道路橋梁費 (目) 街路整備費 1,477億3,850万余円
- ・大師橋等の橋梁整備に要したもの
  - (項) 道路橋梁費 (目) 橋梁整備費 130億8,031万余円
- ・国が直轄施行する道路事業等への負担金に要したもの
  - (項) 道路橋梁費 (目) 直轄事業負担金 368億8,157万余円
- ・神田川等の河川の改修に要したもの
  - (項) 河川海岸費 (目) 中小河川整備費 245億1,928万余円
- ・国が直轄施行する河川事業等への負担金に要したもの
  - (項) 河川海岸費 (目) 直轄事業負担金 120億2,062万余円
- ・六仙公園等の公園緑地の造成に要したもの
  - (項) 公園霊園費 (目) 公園整備費 386億6,786万余円

である。

翌年度繰越は、繰越明許費171億3,851万余円、事故繰越3億9,840万余円で、繰越明許費の主な内容は、都市計画街路の整備に係る97億6,236万余円、道路の整備に係る16億4,841万円及び交通安全施設の整備に係る11億4,367万余円である。

## 2 財産の管理状況

### ア 財産

区 分	平成16年度末現在高	平成15年度末現在高	増(△)減
1 公有財産			
土 地	23,166,588.84 m <sup>2</sup>	23,015,700.71 m <sup>2</sup>	150,888.13 m <sup>2</sup>
建 物	282,333.83 m <sup>2</sup>	284,831.70 m <sup>2</sup>	△ 2,497.87 m <sup>2</sup>
動産(船舶)	3隻(184.00総トン)	3隻(182.00総トン)	0隻(2.00総トン)
(浮棧橋)	5個	5個	0個
物権(地上権)	3,776.51 m <sup>2</sup>	3,776.51 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
(地役権)	142.67 m <sup>2</sup>	142.67 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
無体財産権	特許権 2件	特許権 2件	0件
	〃(準ずる権利) 1件	〃(準ずる権利) 2件	△ 1件
	著作権 24件	著作権 22件	2件
	商標権 1件		1件
	意匠権 1件		1件
出資による権利	14,103,000,000円	14,103,000,000円	0円
2 物 品	1,662点	1,706点	△ 44点
3 債 権	12,775,414,727円	22,590,722,774円	△ 9,815,308,047円

建設局で所管している財産は上表のとおりであり、その主な増減事由は、

- ・土地の増加は、三鷹3・2・6号線事業用地(8,780.67m<sup>2</sup>)の取得等によるもの
- ・建物の減少は、夢の島ユーカリ温室(2,051.28m<sup>2</sup>)の取壊し等によるもの
- ・無体財産権(商標権・意匠権)の増加は、「思い出ベンチ」の登録によるもの
- ・物品の減少は、第七建設事務所廃止に伴う電話交換機の廃棄等によるもの
- ・債権の減少は、駐車場整備基金貸付金等の減少によるものである。

### イ 債権のうち貸付金の年度末残高

(単位：千円)

貸付金の種類(名称)	平成16年度末残高	滞納(収入未済)額
生活再建資金貸付金	11,261,370	1,046,666
沿道整備資金貸付金	69,000	0
道路事業資金貸付金	1,445,010	0
合 計	12,775,381	1,046,666